

令和7年3月26日

パナソニック株式会社における試験成績書の不正な申請に伴う  
パッケージ形空気調和機にかかる評価書の取消しについて

過日、一般社団法人公共建築協会（以下、「当協会」という。）におきましては、「パナソニック株式会社におけるパッケージ形空気調和機への不正な申請に伴う事項について」（以下「本件事案」という。）報告を受けて、本件事案についてパナソニック株式会社（以下、「当該企業」という。）に報告書の提出、説明等を求め調査を行ってまいりました。その結果、当該企業より令和5年10月4日付で当協会に提出された評価申請書類の試験成績書の数値に実測値と異なる数値の記載及び実測による能力不足が確認できたことから、建築材料・設備機材等品質性能評価実施要領の第19条の2第1項第一号、第三号及び第五号に定めるところにより、下記の通り本件事案に関する評価書を取消したのでお知らせします。

記

- 1 評価書の取消年月日 令和7年3月26日
- 2 評価書取消しの概要

製造者及び製造所名	評価書取消し対象の設備機材名	評価書取消し対象の評価番号
製造者：パナソニック株式会社 (大阪府門真市大字門真 1006 番地) 製造所：パナソニック AP 空調・冷設 機器株式会社 IS09001 登録工場 日本キャリア株式会社 IS09001 登録 工場、パナソニック AP 空調冷機大 連有限会社 IS09001 登録工場	空気調和機 ④パッケージ形空気調和機 20 シリーズ	評価第 063-0604B003 号

3 条 件

- ア. 本取消しにより、当該企業は評価書取消しの日から起算して3年間は、評価書取消し対象の空気調和機④パッケージ形空気調和機の新たな評価を受けることはできない。
- イ. 今回事案に該当する既存の納入機材については、適切なアフターフォローを行うとともに、定期的に再発防止を含む対応状況について報告すること。

【問い合わせ先】  
(一社) 公共建築協会機械設備機材等評価部  
山田・福井  
Tel03 (3523) 0384<10:00~15:00>